

福島農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

福島市の住民は、令和6年5月6日までに、市に当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画に対し異議があるときは、令和6年5月6日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年4月11日

福島市長 木 幡 浩

1. 農業振興整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面の縦覧期間

自 令和6年4月11日

至 令和6年5月6日(ただし、土曜日・日曜日及び祝休日を除く)

なお、縦覧時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

2. 農業振興整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面の縦覧場所並びに意見書及び異議申出の送付先

福島市役所農政部農業企画課
福島市五老内町3番1号

3. 意見書の提出方法等

意見書は日本語による書面により行うこととし、郵送による提出とする。

意見書には、個人の場合は住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書の提出はできない。

4. 意見書の処理等

意見書については、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

5. 異議申出の方法等

異議の申し出は書面により行うこととし、日本語に限り、郵送による提出とする。

個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることとはできない。